

補聴器の購入費用を助成します

～令和8年度秩父市中等度難聴高齢者補聴器購入助成金交付事業～

秩父市では、聴力機能の低下により、日常生活に支障をきたしている高齢者を対象に、ある程度距離を保った中でも、友人や家族とコミュニケーションが取りやすくなるよう、補聴器購入費用の一部を助成しています。

1. 助成対象者

※ 次に掲げる全ての要件を満たす方が対象となります。

- 1 秩父市に住民登録がある65歳以上の方。
- 2 聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持していない方。
- 3 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴器が必要と認められた方。
- 4 市税等の滞納が無い方。(本人及び同一世帯の方)



2. 助成額及び助成内容

- ・ 以下のいずれかに該当する医療機器認定（集音器は対象外）された補聴器の購入費が対象となります。
 1. 市内の販売業者から購入したもの。
 2. 秩父郡市内の医療機関において医師の指示のもと販売業者から購入したもの。
- ・ 助成上限額は**20,000円**で、買い替えの方も対象です。
(助成を受けられるのは、1人1回限り。)
- ・ 修理費やメンテナンス費用等は、対象になりません。

3. 申請期間

- ・ **令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月31日(水)**

- ※ 予算の都合により、申請期間内であっても受付を終了する場合があります。
- ※ 申請書類は、高齢者介護課と各総合支所の窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

4. ご注意いただきたいこと

- ・ 「医師の意見書」を記入してもらうため、耳鼻咽喉科を受診された際に、「補聴器購入より先に治療したほうが良い」、「身体障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は、補聴器購入手続きの前に、医師の指示に従ってください。



【お問合せ先】

秩父市役所 福祉部 高齢者介護課

〒368-8686

秩父市熊木町8番15号(秩父市役所本庁舎1階 7番窓口)

☎: 0494-25-5205 FAX: 0494-27-7336



【～申請等の手続きの流れ～は裏面をご覧ください。】

【補聴器購入助成金交付事業～申請等の手続きの流れ～】

【1】 高齢者介護課・各総合支所の窓口で申請書をもらいます。
(市のホームページからもダウンロードできます。)



【2】 秩父郡市内の医療機関（耳鼻咽喉科）を受診し、医師から「医師の意見書」に、補聴器の必要性について証明を受けます。
※ 診察料、検査料、文書料等は自己負担です。



【3】 市内の販売店などで補聴器を購入し、「補聴器販売証明書」に証明を受けます。



【4】 申請書に必要事項を記入し、高齢者介護課・各総合支所に提出します。

(持ち物)

- ・ 申請者と提出者の本人確認ができるもの。
 - ・ 振込先の口座情報が確認できるもの。
(通帳やキャッシュカードなど)
- ※ 口座は本人名義のものをお願いします。



【5】 市で申請内容の審査を行い、助成金額を確定します。
その後、「助成金交付決定通知書」が送付されます。



【6】 助成金が本人の指定した口座に振り込まれます。

